

別表 [F E N I C S クラウド接続サービス f o r P r i s m a A c c e s s]

1. ネットワークサービスの提供
- 当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。
2. ネットワークサービスの概要
- 本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線（以下「電気通信回線」という）およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備（以下「電気通信設備」という）で接続することにより、甲が、F E N I C S C l o u d P r o t e c t Z e r o T r u s t N e t w o r k p o w e r e d b y P r i s m a A c c e s s f r o m P a l o A l t o N e t w o r k s (以下「Z T N - P A」という)を甲専用の仮想的閉域 I P ネットワークから利用できるようにするネットワークサービスです。
3. ネットワークサービス提供の前提条件
- 乙が提供する本ネットワークサービスは、以下を前提条件とします。
- (1) 別途甲と乙との間において「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト 基本サービス」の提供に関する契約を締結していること。

ただし以下の場合、別途甲と乙との間において契約が必要となります。

「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト (タイプU N O) 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト (タイプW V S) 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト (タイプS V P N) 基本サービス」でL 2 ネットワークの提供に関する契約がなされている場合、「L 2 / L 3 ゲート」の契約が別途必要となります。

(2) 別途甲と乙との間において「Z T N - P A」の提供に関する契約がなされていること。

(3) 甲は本ネットワークサービスを利用するために、甲が準備するZ T N - P A に対し別に定める所定の作業を実施すること。
4. ネットワークサービスの内容
- (1) 初期サービス

乙は、下記(2)の接続サービスを利用できるようにするために電気通信設備および電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、甲が準備するZ T N - P A と甲専用の仮想的閉域 I P ネットワークを接続するための電気通信設備および電気通信回線を本ネットワークサービスの全部または一部として継続的に提供します。

ただし、電気通信設備とZ T N - P A との間のインターネット回線は、その帯域を保証しないものとします。
- | 品 目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 2 0 0 M b p s | 2 0 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス |
| 3 0 0 M b p s | 3 0 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス |
| 4 0 0 M b p s | 4 0 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス |
| 5 0 0 M b p s | 5 0 0 M b p s の符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス |
- (3) 設定変更サービス

乙は、本ネットワークサービスの提供にあたって、甲乙間で合意したネットワークサービス用電気通信設備に対する変更作業を実施します。
5. 提供区域
- 本ネットワークサービスの提供区域は、「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネクト 基本サービス」の提供区域に準ずるものとします。
6. 接続サービス提供時間帯
- 本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。
7. 接続サービス障害受付時間帯
- 本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、Z T N - P A における障害受付は対象外とします。
8. 接続サービス障害対応時間帯
- 本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、2 4 時間 3 6 5 日とします。ただし、Z T N - P A における障害対応は対象外とします。
9. 従量月額払利用料金の算出
- 本ネットワークサービスにおける従量月額払利用料金は、利用規約第8条第3項(2)の規定にかかわらず、サービス実施開始日およびサービス実施期間中における毎料金月の21日に発生するものとします。
10. サービスの実施期間について
- (1) 利用規約の定めにかかわらず、接続サービスの基本実施期間は回線ごとに定めるものとし、乙が甲に対して別途回線ごとに通知するサービス開始日から1年間とします。ただし、基本実施期間満了の1か月前までに甲からの書面による別段の意思表示が無い場合は、引き続き同一条件をもって、基本実施期間は、さらに1か月間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

(2) 利用規約の定めにかかわらず、乙は、2か月以上の予告期間において本ネットワークサービスを終了できるものとします。

11. 品名一覧

本ネットワークサービスの品名は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	料金種別	単位
クラウド接続サービス for Prisma Access 初期費	NS3A200S		従量料金制（一括払）	式
クラウド接続サービス for Prisma Access 利用料	NS3A200G	200Mbps	従量料金制（月額払）	式
	NS3A200G	300Mbps	従量料金制（月額払）	式
	NS3A200G	400Mbps	従量料金制（月額払）	式
	NS3A200G	500Mbps	従量料金制（月額払）	式
クラウド接続サービス for Prisma Access 設定変更費	NS3A201S		従量料金制（一括払）	式

〔変更内容〕

（2022年3月18日）本別表を適用します。

（2022年8月 1日）品名一覧を改版しました。

〔凡例〕

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
IP	Internet Protocol
Mbps	mega bits per second

以 上